

【東日本大震災から今年で14年目、能登半島地震から約2ヵ月】

能登半島地震が発生した石川県の地震保険付帯率は全国40位
専門家監修の“あらためて見直すべき地震への備え10のポイント”を公開
～万一被災した際に知っておきたい支援制度や対策を解説～

ソニー損害保険株式会社（代表取締役社長：坪田 博行、本社：東京都大田区、以下「ソニー損保」）では、適切な火災保険の選び方や見直し方を多くの方に知ってもらうために、さまざまな情報発信を行っております。

このたびソニー損保は、銀座パートナーズ法律事務所の代表弁護士で、気象予報士・ファイナンシャルプランナー・防災士の資格を持つ岡本正さん監修のもと、「あらためて見直すべき地震への備え10のポイント」をはじめ、地震発生から住宅再建・被災した方が活用できる支援制度をまとめた行動マニュアルをご紹介します。

あらためて見直すべき地震への備え 10 2024

 身を守る行動

地震発生の瞬間は
まずはその場で身を守る行動を

 命を守る > 証書類

カード・保険証・身分証明書よりも
命を守る行動が最優先!

 枕元の小物

睡眠中の地震に備え
「靴」「眼鏡」「スマートフォン」

 災害専用ダイヤル

災害用伝言ダイヤル 171 を体験しておこう

 家具・家電固定

家具の固定だけでなく
家電の固定も忘れずに!

 正しい情報源

デマで混乱しないよう
正しい情報源を今のうちに準備!

 ポータブル電源

停電時にも情報や通信を
途切れさせないために非常用の電源を

 トイレ・食料品備蓄

非常用簡易トイレや食料品等の
備蓄は自分自身で!

 自分だけの備え

常備薬やペット用品など
あなたしかできない準備

 地震保険への加入

お金と暮らしの知識を備え
地震保険への加入も忘れずに!



能登半島地震による甚大な被害、北陸エリアの地震保険加入率は10エリア中8位

2011年に起きた東日本大震災から今年で14年目を迎えます。巨大な地震と津波により、東北地方を中心に数万人の犠牲者が出るなど、大きな被害をもたらしました。震災後は国内外からの支援を受け復興が進んでいます。

一方で、今年の元旦16時10分、石川県の能登半島で最大震度7の大規模な地震が発生し、深刻な被害をもたらしました。石川県内では、人的被害1,402名、住家被害34,446棟、死者数は200名を超える甚大な被害が発生しました（※1）。石川県の中でも七尾市の住家被害が最も多く、8,523棟の住家が被害を受け、また輪島市の「朝市通り」では広範囲に及ぶ火災が発生し、夜通しで消火活動が行われました。現在、多くの方が避難生活を送りながらも、元の生活を取り戻すための活動が続いています。

※1 石川県「令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）」【第60報 令和6年1月21日14時00分現在】
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/higaihou_60_0121_1400.pdf

地震はいつ発生するのか、正確に予測することができません。そのため地震保険に加入するなど、地震に対する備えが非常に重要です。2022年度の地震保険の付帯率（※2）は、全国平均で69.4%となっており、火災保険加入者のうち、3割が地震保険に加入していません。また、今回被害のあった石川県は全国40位の64.7%と全国平均よりも付帯率が低くなっています。

<2022年度 地震保険付帯率ランキング>

1位	宮城県 89.3%	43位	佐賀県 63.2%
2位	高知県 87.5%	44位	北海道 62.7%
3位	熊本県 85.9%	45位	東京都 61.9%
4位	宮崎県 84.3%	46位	沖縄県 57.6%
5位	鹿児島県 84.1%	47位	長崎県 54.8%

※2 損害保険料率算出機構：グラフで見る！地震保険統計速報 <https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>

もちろん地震保険以外にも、事前に対策できることは多くあります。今回、防災士・ファイナンシャルプランナーの資格を持つ、岡本正さん監修のもと「あらためて見直すべき地震への備え10のポイント」をはじめ、地震発生から住宅再建・被災した方が活用できる支援制度をまとめた「地震発生後のお金に関する行動マニュアル」をご紹介します。ぜひ今後の対策にお役立てください。

あらためて見直すべき地震への備え10のポイント

①地震発生の瞬間はむやみに動かずその場で「まずは身を守る」！

大きな揺れを感じたら、体を小さくし、状況に応じて机、布団、枕などで頭を守り、揺れが収まるまでじっとしていることが重要です。火を消す・ガスの元栓を閉める、避難経路を確保する、家族の安全を確認するなどは、揺れが収まってから。



②睡眠中の地震に備え枕元には「靴」「眼鏡」「スマートフォン」！

もし夜に地震がおき停電してしまったら、揺れが収まったあとにすることはスマートフォンのライト機能や懐中電灯で「暗闇を照らすこと」。散乱した家具やガラスでケガをしないためにも室内用の靴は必須です。眼鏡が必要な方は手元に用意しておきましょう。



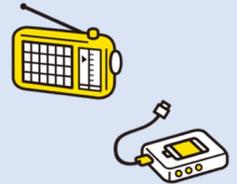
③家具の固定だけではなく家電の固定も忘れずに！

耐震性の高い住宅やマンションであっても家具や家電を固定していなければ、動いたり、倒れたり、飛び出したり、割れたりして思わぬケガにつながります。家具はできる限りL字金具で固定。冷蔵庫や薄型テレビなど大型家電の固定も忘れずに。



④情報や通信を途切れさせないようポータブル電源で備えを！

災害後はスマートフォンやラジオによる情報収集が欠かせません。ラジオ用の電池を備蓄しておくことに加え、スマートフォンを充電するためのポータブル電源（バッテリー）も備えておきましょう。



⑤常備薬やペットのことなど、あなたしかできない準備を！

常備薬やペットのことは、あなた自身で準備や備蓄しておかないと、他の人の協力を得ることができない場合もあります。「他の人では気付かない準備は何か？」を考えましょう。



⑥カード・保険証・身分証明書よりも命を守る行動が最優先！

キャッシュカード・クレジットカード・保険証・免許証などを持ち出せるよう準備している方が多いはずですが、火災、洪水、津波など緊急時には命を最優先に避難行動を。これらは紛失したり持ち出せなかったりしても、解決方法が用意されているからです。



⑦災害用伝言ダイヤル171を体験しておきましょう！

災害用伝言ダイヤル171は、電話を利用した声による掲示板・伝言板です。大規模災害時に使えるようになります。毎月1日と15日、お正月（1/1～1/3）、防災とボランティア週間（1/15～1/21）、防災週間（8/30～9/5）に体験ができるので家族で試しておきましょう。



⑧デマで混乱しないよう正しい情報源を今のうちに準備！

災害後には主にSNSを通じて大量のデマが流通します。騙されないためには、正しい情報源を事前に確認し、その情報をもとに判断や行動をするのがコツです。SNSについても、行政機関防災アカウントや、ニュースのアカウント等を予め登録しておきましょう。



⑨非常用簡易トイレや食料品等の備蓄は自分自身で！

自治会・町会やマンション管理組合による備蓄では、非常用簡易トイレや食料品を賄いきれません。自分の分は自分で準備しましょう。食料については、いつもの食べなれたレトルト食品や缶詰などを多めに購入し、ローリングストック*による備蓄がおすすめです。



*普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法

⑩お金と暮らしの知識を備え、地震保険への加入も忘れずに！

災害発生の直後から、生活再建にむけてお金や支払いに関するさまざまな課題が発生します。被災者生活再建支援金や被災ローン減免制度など、公的支援制度もありますが、住宅再建には自らの備えも必要です。発生する災害リスクを分析して火災保険の契約内容を見直し、全国どこでも起きる地震については、地震保険へ加入して備えましょう。



地震発生後のお金に関する行動マニュアル

災害発生直後は何から始めればよいのか？

住まいを失い、仕事を失い、自宅や財産までも失うほどの大きな被害を受けてしまったとき、その直後から私たちに襲い掛かってくる困難にはどのようなものがあるのでしょうか。

それは、「どうやって自宅を再建すればよいのか？」「何もかも失ってしまったが何か支援はないのか？」「ローンや公共料金の支払いができなくなりそうだがどうしたらいいか？」という「お金と暮らし」に関する悩みです。このような悩みを少しでも軽減し、生活再建に向けた支援を受けるためには、さまざまな公的支援について知っておき、自ら行政機関や事業者の窓口へ足を運ぶことが重要になります。

そこで、**まず全員に知っておいてほしいのは被災した時に「罹災証明書」の発行を市区町村に申請するということです。**罹災証明書とは、災害対策基本法に根拠を持つ書面で、災害時に住んでいた自宅の被害の程度等を証明するものです。



支払期日が迫る住宅ローンや公共料金の支払いの対策を

市区町村への罹災証明書の申請と同時に、必ず期日が迫ってくる、住宅ローンや公共料金の支払いへの対応を順番に行っていきましょう。電気、ガス、上下水道、携帯・固定電話の通信料、生命保険や損害保険の保険料などたくさんの支払いが被災後の家計を圧迫する可能性があります。

災害救助法が適用されるほどの大規模災害になれば、被災者はそれぞれの事業者や自治体の窓口連絡することで、料金の支払い猶予や優遇措置などを受けられる可能性があります。

それぞれのホームページには被災者向けの「お知らせ」が掲載されるのが災害発生後の運用です。必ずこれらをすべてチェックしておきましょう。



損害保険や生命保険の保険料の支払いについても保険会社各社にて被災者向けの相談窓口を設け、支払猶予や減免といった支援を行う場合があります。

こちらも契約している会社に確認するようにしましょう。もし契約会社がわからないときには、日本損害保険協会や生命保険協会など業界団体へ契約照会をする制度もあります。



あなたを助けるお金の支援制度の申請を忘れず行いましょう

日々の生活を取り戻し、住宅を再建するためには「お金」の支援が必要です。
まずは、主な公的な支援制度について知っておくことが重要です。

被災者生活再建支援金

(被災者生活再建支援法)

住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊後にやむを得ず解体を余儀なくされる場合」「長期避難世帯の認定を受けた場合」において、被災世帯に対して最大で100万円の「基礎支援金」が支給されます。
その後、賃貸、修繕、建設・購入などの住宅再建の手法に応じて、被災世帯に対して最大で200万円の「加算支援金」が支給されます。

災害弔慰金

(災害弔慰金法)

一定規模の災害によって亡くなった方の遺族のひとりが250万円または500万円の給付を受けることができる制度。

金額は、亡くなった方が「主たる生計維持者」と認められるかどうかによって決まります。

義援金

義援金は、都道府県や市町村が一定の基準に従って被災者へ配分する金銭のことをいいます。

あらかじめ金額や時期を予測することはできませんが、大規模な災害であれば義援金の支給はあるはずです。自ら申請することが必要ですから、情報に耳を傾けて置く必要があります。

地震保険金請求の流れやポイント

損害保険会社への連絡から地震保険金の受取りまでの一般的な流れは、以下の通りです。



★知っておきたいポイント① 損害状況の写真を撮影することも忘れずに

地震等による損害は、原則として訪問による立会い調査が行われます。ただ、被災後も暮らしは続くので、片付けが必要になることもあるでしょう。しかし、証拠を残すことなく片付けてしまうと、損害があったことの証明が難しくなることも考えられます。身の安全を確保したら、損害状況を写真におさめましょう。

★知っておきたいポイント② 保険証券がなくても請求できる

被災して保険証券を滅失・紛失しても保険金は請求できます。契約先の損保会社に連絡しましょう。契約先の損保会社や契約の有無が分からないときは、「自然災害等損保契約照会制度」を利用して契約の有無や契約先を確認できます。

もし破産状態になってしまった場合は？

住宅ローン、車のローン、奨学金などのローンが支払えなくなり、破産状態となってしまった場合には、破産手続以外にも「自然災害債務整理ガイドライン」(被災ローン減免制度)が利用できる場合があります。

災害救助法が適用される災害が原因でローンの支払いができなくなってしまった場合に、一定の条件を満たすことでガイドラインの利用を開始することができます。最終的には、金融機関などドメインの債権者を含むすべての債権者と合意をすることで、裁判所の特定調停手続きを経て、ローンを減免することができます。破産のようにブラックリスト登録(信用情報登録)がなく、連帯保証人への請求も行われません。登録支援専門家弁護士の無料のサポートを受けることもできます。残せるお金も平時の裁判所で行う破産手続と比べて、かなり大きな金額になります(現預金500万円まで、損害保険金250万円までなど)。

このように「自然災害債務整理ガイドライン」は、条件を満たして開始できれば非常にメリットの大きな制度ですので、まずはこのガイドラインが利用できそうかどうか、弁護士の無料相談窓口にご相談に行くことをおすすめします。

監修：岡本 正

1979年生まれ。2003年弁護士登録。現在は銀座パートナーズ法律事務所代表。気象予報士、ファイナンシャルプランナー（AFP認定者）、防災士、マンション管理士、宅地建物取引士等の資格を生かしながら防災教育や企業研修を多数手掛ける。新たな学問「災害復興法学」を創設し、博士（法学）を取得。岩手大学客員教授や慶應義塾大学講師など、多数の大学に講座を展開する災害と法律分野の第一人者。近著『被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版』（弘文堂）、『災害復興法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（慶應義塾大学出版会）等多数。



最大100%まで補償するソニー損保の新ネット火災保険の「地震上乘せ特約」

地震保険は火災保険とセットで加入することができ、加入すると地震による建物の倒壊や火災、地震によって発生した津波による住家被害など、地震等を原因とする建物や家財の損害が補償されます。

地震保険で補償される金額は、最大でも火災保険の保険金額の50%となっていますが、ソニー損保の新ネット火災保険では、「地震上乘せ特約（全半損時のみ）」（※3）をセットすることで最大100%（火災保険に対して）の補償額にすることが可能となっています。地震保険によって全損、大半損または小半損として保険金をお支払いする場合に、地震保険による保険金と同額をお支払いします。（一部損の場合はお支払いの対象外）なお、この特約は地震保険の保険金額を「火災保険の保険金額の50%」に設定した場合のみセットすることができます。

（※3）地震上乘せ特約の正式な特約名称は、「地震危険等上乘せ補償特約（全半損時のみ）」です。

<地震保険の補償例>



地震による火災で家や家財が燃えた



地震により建物が倒壊した

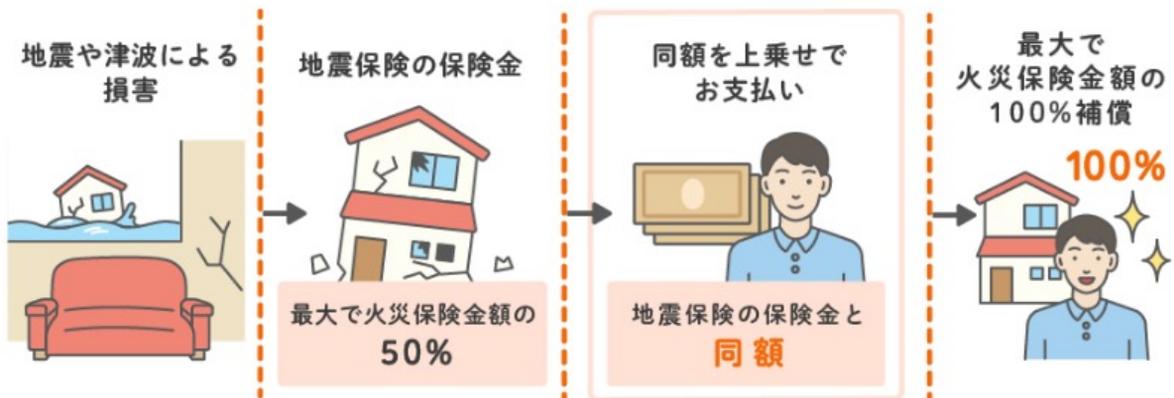


津波で家が流失した



地震で複数の家具が破損した

地震上乘せ特約（全半損時のみ）



■■利用条件■■

本記事内の図/文章は自由に転載いただくことが可能ですが、下記の利用条件をすべて満たす場合に限りです。なお、当社がふさわしくないと判断した場合は、掲載の中止を求めることがあります。

<<利用条件>>

- 1 情報の出典として「ソニー損害保険株式会社」の名前を明記してください。
- 2 ウェブサイトで使用する場合は、出典として、ソニー損保の火災保険トップページへのリンクを設置してください。

<https://www.sonysonpo.co.jp/fire/>

<報道関係者からのお問合せ先>

ソニー損保PR事務局(株式会社スキュー内) 和田・梶沼・奥村

TEL：03-6438-9808 FAX：03-5539-4255 MAIL：sonysonpo-pr@skewinc.co.jp